

## 始良市子育て支援拠点施設建設基本設計業務プロポーザル審査実施要領

本要領は、始良市子育て支援拠点施設建設基本設計業務に係る受注者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、参加表明書及び技術提案書等の評価について、必要な事項を定めるものである。

### 1 参加資格審査

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）が提出した参加表明書等に基づき、プロポーザル実施要領に定める参加資格要件について審査し、参加資格要件を満たす全ての参加者を一次審査対象者として選定する。

### 2 一次審査（参加表明書等及び技術提案書による審査）

提出された参加表明書等及び技術提案書等を審査し、二次審査対象者として上位4者程度を選定する。ただし、一次審査対象者が4者に満たない場合は一次審査は実施せず、その全てを二次審査対象者とする。

#### (1) 参加表明書等による評価（事務局にて実施する）

参加表明書等について、下表1の参加表明書等評価基準に記載する評価項目について採点する。

表1 参加表明書等評価基準

評価項目	評価の着目点			配点	
	判断基準				
参加者の評価	技術職員数	技術職員数を評価する。		3	
	有資格者数 (※1)	有資格者数を評価する。		3	
	同種(※2) 又は類似業務 (※3)の実績	業務の種類、規模、用途等(*4)について評価する。(最大3件まで)		9	
配置予定技術者の 資格及び技術力等	専門分野の 技術者資格	各担当分野について、資格の 内容を評価する。	主任 技術 者	構造	4
				電気	
				機械	
				積算	
	同種又は類似 業務の実績	業務の種類、規模、携わった 立場、件数の有無を評価す る。 (最大3件まで)	管理技術者		24
主任 技術 者			総合		
			構造		
			電気		
	機械				
	積算				

評価項目	評価の着目点			配点	
	判断基準				
配置予定技術者の資格及び技術力等	配置予定技術者の繁忙度	配置予定技術者の手持ち業務数を評価する。	管理技術者	12	
			主任技術者		総合
					構造
					電気
					機械
	積算				
計				55	

- ※1 有資格者数：複数の資格を有する者は、最も専門とする分野で記載すること。
- ※2 同種業務：平成10年4月1日以降において500㎡～1,000㎡程度の子ども館又は児童館、その他保育所等子育て支援施設に類する建物の新築に係る基本設計に関する業務をいう。
- ※3 類似業務：国土交通省告示第98号別添二第12号（公民館、集会場、コミュニティセンター等）の用途等の建築物（平成10年4月1日以降に業務が完了したものに限り）の基本設計または実施設計に関する業務をいう。
- ※4 業務の種類、規模、用途等：同種又は類似業務の規模について評価する。

(2) 技術提案書による評価

技術提案書は下表2のとおり作成されていることから、提出された技術提案書について下表3の技術提案書評価基準に記載する評価項目について採点する。

技術提案書は、下表2に記載する実施方針及び意匠提案を文章及びそれを補足する図案・イラスト等により表現されたものとする。

なお、一次審査は、(1) 参加表明書等による評価及び(2) 技術提案書による評価の採点結果の合計得点による。

表2 技術提案項目

評価項目	提案内容等に対する審査ポイント	提出様式
業務実施方針	(仮称)始良市子ども館(子育て支援拠点施設)整備基本計画(以下「基本計画」という。)の内容を踏まえ、基本方針を実現するための基本的な考え方や、「施設整備の方向性を具現化した設計」や「施設整備の基本的な考え方を実現するための設計」を進める上で特に配慮する事項、業務の取組み体制、設計チームの特徴、設計工程を含む事業全体のロードマップ等について	様式15号 A3片面 3枚以内
施設整備の基本的な考え方	①ユニバーサルデザインを取り入れた施設 ・すべての利用者にとって優しい施設 ・災害時における専用避難所としての活用可能性	
	②子どもと保護者の目線に立った施設 ・子どもの目線に立った空間配置による安全な施設 ・保護者の目線に立った安心な施設	

施設整備の基本的な考え方	③利用者が使いやすい施設 ・効率的な空間利用とプライバシーの確保 ・効率的な敷地計画	
	④環境に配慮し、ぬくもりを感じる持続可能な施設 ・再生可能エネルギーの活用 ・地元産建材の利用 ・将来的な多機能化に柔軟に対応できる構造や工法	
意匠提案	意匠提案に際しては、基本計画による「施設整備の方向性と基本的な機能」を具現化している個所について、図面中に付記すること。	様式 16 号 A 3 片面 3 枚 (平面、立面、敷地配置)

表 3 技術提案書評価基準

※選定委員一人あたり

評価項目	評価基準	技術提案	配点
業務実施方針	業務に対する取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について審査ポイントを踏まえ、総合的に評価する。 ※様式第 14 号 担当チーム（設計体制）の概要の評価を含む。		10
施設整備の基本的な考え方	施設整備の基本的な考え方の実現方法について各審査ポイントごとに ア 的確性、実現性 提案内容が理論的に裏付けられており子育て支援の観点から説得力のある的確な提案となっているか、役割や責任が明確となっている体制か等 イ 安全性、独創性 提案内容の安全性、独創性、新規性、訴求力、発信力等を考慮して総合的に判断する。	①	5
		②	5
		③	5
		④	5
意匠提案	・施設整備の方向性と基本的な機能の具現化について ①快適で安全に遊びができる場 ②子育てに対する不安や疑問が解消できる場 ③子ども同士の交流ができる場 ④子どものウェルネスを向上する場 ⑤親子がともに遊び学ぶことで互いに成長できる場		25

<p>意匠提案</p>	<p>⑥遊びや学びを通じて気づく子どもたちの姿への早期介入を実現する場</p> <p>⑦子育て力を育成する場 これらを設計の観点から如何にして具現化しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エリアプラン 基本計画に定めるエリアプランを備えているか。</li> <li>・敷地配置計画について 近隣の建物や歩道、交差点等に配慮した配置となっているか。また、駐車場及び通路の確保は十分にされているか。</li> <li>・外観デザインについて 本市における子育て支援の拠点としてふさわしいデザインとなっているか。 を考慮して総合的に判断する。</li> </ul>		
計			55

### 3 二次審査

二次審査対象が提出した技術提案書等に基づき、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、最優秀者1者、次順位者1者を選定する。

二次審査の評価は、表4審査基準により行う。なお、1次審査の点数は持ち越さないものとする。ただし、プレゼンテーション評価の結果において点数が同点の者がいた場合のみ、その者に1次審査の点数を加え順位の判定をするものとする。

#### (1) 二次審査の実施方法

##### ア 審査日時

令和3年5月28日（金）

##### イ 審査会場

始良市役所 加治木総合支所 多目的ホール

##### ウ 実施方法

- ① 1事業者につき40分以内（準備5分、説明20分、質疑応答10分、撤去5分）とする。
- ② 説明者は1事業者3名以内とする。

表4 プレゼンテーション評価基準

※選定委員一人あたり

評価項目	評価基準	配点
業務実施方針	(仮称) 始良市子ども館(子育て支援拠点施設)整備基本計画に定める基本方針を的確にとらえ、基本方針を実現することができる施設の設計を行うことが可能な業務実施体制となっているか。	15
施設整備の基本的な考え方	①ユニバーサルデザインを取り入れた施設 ・すべての利用者にとって優しい施設となっているか。 ・災害時における専用避難所としての活用可能性を含めているか。	5
	②子どもと保護者の目線に立った施設 ・子どもの目線に立った空間配置による安全な施設となっているか。 ・保護者の目線に立った安心な施設となっているか。	5
	③利用者が使いやすい施設 ・効率的な空間利用となっており、かつプライバシーにも配慮しているか。 ・効率的な敷地計画となっているか。	5
	④環境に配慮し、ぬくもりを感じる持続可能な施設 ・再生可能エネルギーの活用を採用しているか。 ・地元産建材の利用を採用しているか。 ・将来的な多機能化に柔軟に対応できる構造や工法となっているか。	5
	⑤設計に際し独自性や先進性が認められ、魅力的な施設となっているか。	5
意匠提案	①施設整備の方向性と基本的な機能の具現化について 基本計画に規定する7つの基本的な機能を具現化するフロアプランとなっており、かつ、エリアプランを網羅しているか。 ②敷地配置計画について 近隣の建物や歩道、交差点等に配慮した配置となっているか。また、駐車場等の確保は十分にされているか。 ③基本計画に定めのない施設機能や空間利用、敷地利用に対する独自の提案がみられるか。	30
スケジュール	契約期間内に無理なく実施できる工程となっているか。	15
プレゼンテーション	本業務に対する意欲があり、十分な説明能力があるか。	15
計		100